

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱 （新旧対照表）

現行	改正案
○ 京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱 平成21年6月2日 制定 (略) 令和6年4月1日 改正 目次 第1章 総則（第1条～第2条） 第2章 認定の手續（第3条～第15条） 第3章 認定基準（第16条） 第4章 その他（<u>第17条</u>～第21条） 附則 第1章 （略） 第1条 （略） （定義） 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>（新設）</u> <u>(1) 認定基準 法第6条第1項第1号から第8号までの基準をいう。</u> <u>(2) 性能評価機関 <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）</u> 第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。</u>	○ 京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱 平成21年6月2日 制定 (略) 令和6年4月1日 改正 <u>令和7年4月1日 改正</u> 目次 第1章 総則（第1条～第2条） 第2章 認定の手續（第3条～第15条） 第3章 認定基準（第16条<u>～第17条</u>） 第4章 その他（<u>第18条</u>～第21条） 附則 第1章 （略） 第1条 （略） （定義） 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 長期使用構造等適合確認 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。） 第6条の2の規定に基づく長期使用構造等であることの確認を受けたものをいう。</u> <u>(2) 認定基準 法第6条第1項第1号から第8号までの基準をいう。</u> <u>(3) 性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。</u>

(3) 住宅性能評価 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。

(4) 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。

(5) 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。

第2章 認定の手続

(事前協議)

第3条 法第5条第1項から第7項までの規定により、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定申請に先立ち、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2に基づく確認を受けた場合は、この限りではない。

(1)～(5) (略)

2 前項の事前協議は、事前協議書（第1号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

(5) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類（法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。）

3 (略)

(認定内容変更事前協議)

第4条 法第8条第1項の規定により、認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請（法第9条第1項に規定する事由による申請を除く。

(削除)

(4) 住宅型式性能認定 品確法第31条第1項の規定による住宅型式性能認定をいう。

(5) 認証型式住宅部分等 品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等製造者が製造をするその認証に係る型式住宅部分等をいう。

第2章 認定の手続

(事前協議)

第3条 法第5条第1項から第7項までの規定により、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者（以下「認定申請者」という。）は、認定申請をしようとする日の21日以上前（法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合は、認定申請をしようとする日の35日以上前）までに、次に掲げる事項について市長に事前協議を行うものとする。ただし、長期使用構造等適合確認を受ける場合は、この限りではない。

(1)～(5) (略)

2 前項の事前協議は、事前協議書（第1号様式）1部に、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 別表第1の(1)(7)欄に掲げる住宅の場合、同表(1)(4)に掲げる図書

(6) 別表第1の(2)(7)欄に掲げる住宅の場合、同表(2)(4)に掲げる図書

(7) 建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類（法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合に限る。）

3 (略)

(認定内容変更事前協議)

第4条 法第8条第1項の規定により、認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定の申請（法第9条第1項に規定する事由による申請を除く。

以下「変更認定申請」という。)をしようとする者(以下「変更認定申請者」という。)は、変更認定申請に先立ち、市長に事前協議を行うものとする。ただし、住宅性能評価又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2に基づく確認を受けた場合は、この限りではない。

2～3 (略)

第5条 (削除)

(認定申請等)

第6条 認定申請は、認定申請書の正本1部及び副本2部(当該申請に係る住宅が住宅性能評価又は品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合は、正本及び副本各1部)に、第7条に規定する添付図書を添えて行うものとする。

2 変更認定申請は、変更認定申請書の正本1部及び副本2部(当該申請に係る住宅が住宅性能評価又は品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合は、正本及び副本各1部)に、第7条に規定する添付図書のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

第7条 (略)

(審査の委託)

第8条 市長は、認定申請又は変更認定申請があった場合は、認定に係る審査の一部を、性能評価機関に委託することができる。ただし、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2に基づく確認又は住宅性能評価を受けた場合を除く。

第9条～第15条 (略)

第3章 認定基準

(居住環境の維持及び向上に関する基準)

第16条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設(事業完了済みの都市

以下「変更認定申請」という。)をしようとする者(以下「変更認定申請者」という。)は、変更認定申請をしようとする日の21日以上前(法第6条第2条の規定による申出をしようとする場合は、変更認定申請をしようとする日の35日以上前)までに、市長に事前協議を行うものとする。ただし、長期使用構造等適合確認を受ける場合は、この限りではない。

2～3 (略)

第5条 (削除)

(認定申請等)

第6条 認定申請は、認定申請書の正本1部及び副本2部(当該申請に係る住宅が長期使用構造等適合確認を受けた場合は、正本及び副本各1部)に、第7条に規定する添付図書を添えて行うものとする。

2 変更認定申請は、変更認定申請書の正本1部及び副本2部(当該申請に係る住宅が長期使用構造等適合確認を受けた場合は、正本及び副本各1部)に、第7条に規定する添付図書のうち変更に係るものを添えて行うものとする。

第7条 (略)

(審査の委託)

第8条 市長は、認定申請又は変更認定申請があった場合は、認定に係る審査の一部を、性能評価機関に委託することができる。ただし、長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。

第9条～第15条 (略)

第3章 認定基準

(居住環境の維持及び向上に関する基準)

第16条 法第6条第1項第3号に規定する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設内に計画建物が含まれ

計画施設を除く。）内に計画建物が含まれていないこと。 (2)～(15) (略) 第17条 (略) 第4章 その他 第18条～第21条 (略) 附 則 (略) 別表第1 (第7条関係) 規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書	ていないこと。ただし、事業の施行の支障とならないものはこの限りではない。 (2)～(15) (略) 第17条 (略) 第4章 その他 第18条～第21条 (略) 附 則 (略) 附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。 別表第1 (第7条関係) 削除 規則第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書																								
<table><tr><td></td><td>(ア)</td><td>(イ)</td></tr><tr><td>(1)</td><td>品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合</td><td>品確法第6条の2第5項にいう確認書又は住宅性能評価書（以下「確認書等」という。）の写し及び当該確認書等の交付を受ける際に性能評価機関に提出した添付図書の写し（性能評価機関による確認を終えた旨が確認できるものに限る。）</td></tr><tr><td>(2)</td><td>住宅性能評価を受けた場合（(2)に該当する場合を除く）</td><td>設計住宅性能評価書の写し及び当該住宅性能評価を受けた添付図書（性能評価機関の住宅性能評価を終えた旨が確認できるものに限る。）</td></tr><tr><td>(3)</td><td>住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の</td><td>住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能</td></tr></table>		(ア)	(イ)	(1)	品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合	品確法第6条の2第5項にいう確認書又は住宅性能評価書（以下「確認書等」という。）の写し及び当該確認書等の交付を受ける際に性能評価機関に提出した添付図書の写し（性能評価機関による確認を終えた旨が確認できるものに限る。）	(2)	住宅性能評価を受けた場合（(2)に該当する場合を除く）	設計住宅性能評価書の写し及び当該住宅性能評価を受けた添付図書（性能評価機関の住宅性能評価を終えた旨が確認できるものに限る。）	(3)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の	住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能	<table><tr><td></td><td>(ア)</td><td>(イ)</td></tr><tr><td></td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td></td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>(1)</td><td>住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の</td><td>住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能</td></tr></table>		(ア)	(イ)		(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	(1)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の	住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能
	(ア)	(イ)																							
(1)	品確法第6条の2第1項の規定による長期使用構造等であることの確認を受けた場合	品確法第6条の2第5項にいう確認書又は住宅性能評価書（以下「確認書等」という。）の写し及び当該確認書等の交付を受ける際に性能評価機関に提出した添付図書の写し（性能評価機関による確認を終えた旨が確認できるものに限る。）																							
(2)	住宅性能評価を受けた場合（(2)に該当する場合を除く）	設計住宅性能評価書の写し及び当該住宅性能評価を受けた添付図書（性能評価機関の住宅性能評価を終えた旨が確認できるものに限る。）																							
(3)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の	住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能																							
	(ア)	(イ)																							
	(削除)	(削除)																							
	(削除)	(削除)																							
(1)	住宅型式性能認定を受けた型式の住宅又は住宅の	住宅型式性能認定書の写し（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能																							

	部分を含む住宅	確認書を含む。)		部分を含む住宅 <u>(長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。)</u>	確認書を含む。)
<u>(4)</u>	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅	型式住宅部分等製造者認証書の写し	<u>(2)</u>	住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅 <u>(長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。)</u>	型式住宅部分等製造者認証書の写し
<u>(5)</u>	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合（長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。）	長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関が行う特別評価方法の認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）	<u>(3)</u>	長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合 <u>(長期使用構造等適合確認を受けた場合を除く。)</u>	長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（登録試験機関が行う特別評価方法の認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。）
<u>(6)</u>	第16条第1号に該当する場合	都市計画施設内に計画建物が含まれていないことを示す都市計画施設証明書の写し <u>(計画建物の敷地内に当該施設が含まれる場合に限る。)</u>	<u>(4)</u>	第16条第1号に該当する場合 <u>(計画建物の敷地内に当該施設が含まれる場合に限る。)</u>	都市計画施設内に計画建物が含まれていないことを示す都市計画施設証明書の写し <u>又は都市計画法第53条第1項の許可書の写し</u>
<u>(7)</u>	同条第2号に該当する場合	地区計画の区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）		同条第2号に該当する場合	地区計画の区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）

同条第 3 号に該当する場合	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書の写し	同条第 3 号に該当する場合	伝統的建造物群保存地区内における行為の許可通知書の写し
同条第 4 号に該当する場合	景観法第 6 3 条第 2 項の認定証の写し	同条第 4 号に該当する場合	景観法第 6 3 条第 2 項の認定証の写し
同条第 5 号に該当する場合	建造物修景地区内で行う行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）	同条第 5 号に該当する場合	建造物修景地区内で行う行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
同条第 6 号に該当する場合	眺望空間保全区域内における建築等の認定通知書の写し	同条第 6 号に該当する場合	眺望空間保全区域内における建築等の認定通知書の写し
同条第 7 号に該当する場合	近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内における行為の建築等届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）	同条第 7 号に該当する場合	近景デザイン保全区域又は遠景デザイン保全区域内における行為の建築等届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
同条第 8 号に該当する場合	風致地区内における現状変更行為の許可申請書（担当課の受理印があるものに限る。）及び許可通知書の写し	同条第 8 号に該当する場合	風致地区内における現状変更行為の許可申請書第 1 号様式－1（担当課の受理印があるものに限る。）及び許可通知書の写し
同条第 9 号に該当する場合	歴史的風土保存区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）	同条第 9 号に該当する場合	歴史的風土保存区域内における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
同条第 1 0 号に該当する場合	歴史的風土特別保存地域内における行為の許可書の写し	同条第 1 0 号に該当する場合	歴史的風土特別保存地域内における行為の許可書の写し
同条第 1 1 号に該当する場合	第 1 種自然風景保全地区又は第 2 種自然風景保全地区内における行為の許可通知書の写し	同条第 1 1 号に該当する場合	第 1 種自然風景保全地区又は第 2 種自然風景保全地区内における行為の許可通知書の写し
同条第 1 2 号に該当する場合	近郊緑地保全区域における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）	同条第 1 2 号に該当する場合	近郊緑地保全区域における行為の届出書の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
同条第 1 3 号に該当する場合	特別緑地保全地区内における行為の許可書の写し	同条第 1 3 号に該当する場合	特別緑地保全地区内における行為の許可書の写し

	同条第 1 4 号に該当する場合	建築協定運営委員会の承認が得られたことを証する図書		同条第 1 4 号に該当する場合	建築協定運営委員会の承認が得られたことを証する図書
	同条第 1 5 号に該当する場合	市街地景観協定の区域内における行為の行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）		同条第 1 5 号に該当する場合	市街地景観協定の区域内における行為の行為届の写し（担当課の受理印があるものに限る。）
	第 1 7 条第 1 号から第 3 号に該当する場合	地すべり防止区域内、急傾斜地崩壊危険区域内及び土砂災害特別警戒区域内に計画建物が含まれていないことを示す図書（ <u>計画建物の敷地内に当該区域が含まれる場合に限る。</u> ）		第 1 7 条第 1 号から第 3 号に該当する場合（ <u>計画建物の敷地内に当該区域が含まれる場合に限る。</u> ）	地すべり防止区域内、急傾斜地崩壊危険区域内及び土砂災害特別警戒区域内に計画建物が含まれていないことを示す図書
(8)	増築又は改築をして認定申請する場合	検査済証の写しの他認定申請に係る住宅が建築基準法に適合していることを証する図書 第 1 9 条に規定する認定取消通知書の写し（新築時に法第 6 条第 1 項に基づく認定を受けている場合に限る。） 建設住宅性能評価書の他既築部分の仕様の根拠となる図書	(5)	増築又は改築をして認定申請する場合	検査済証の写しの他認定申請に係る住宅が建築基準法に適合していることを証する図書 第 1 9 条に規定する認定取消通知書の写し（新築時に法第 6 条第 1 項に基づく認定を受けている場合に限る。） 建設住宅性能評価書の他既築部分の仕様の根拠となる図書
(9)	その他	その他市長が必要と認める図書	(6)	その他	その他市長が必要と認める図書
<u>別表第 2（第 7 条関係）（略）</u>			<u>別表第 2（第 7 条関係）（略）</u>		

第1号様式（第3条関係）

事前協議書

〈あて先〉京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名（署名））
電話（ ）	

☐ 次の者を代理人と定め、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第3条第1項の規定による事前協議に関する一切の権限を委任します。

代理人	会社名等： 所在地： （担当者： 担当者連絡先：（ ）（ ））	電話：（ ）
-----	---------------------------------------	--------

☐ 代理人無し

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり、長期優良住宅建築等計画等の認定について事前協議します。

1 建築（予定場所）	京都市 区
2 住宅の種類	1) 戸建て 2) 併用住宅 3) 長屋 4) 共同住宅
3 工事種別	1) 新築 2) 増築又は改築 3) 工事無し ☐ 建築基準法に適合している。 ☐ 建築基準法に適合している。 ☐ 新築時に長期優良住宅の認定を受けていない。 ☐ 新築時に長期優良住宅の認定を受けていない。 又は認定を取消している。 又は認定を取消している。 ☐ 増改築工事に性能向上工事を含む
4 住宅の構造・規模	1) 木造 2) S造 3) RC造 4) SRC造 5) その他（ ） 階 数：地上 階/地下 階 延べ面積 ^{※1} ： m ² 40㎡以上ある階 ^{※2} ： 階 m ² （内階段 m ² ） 最高高さ： m
5 長期使用構造等であることの確認 又は 住宅性能評価	1) 長期使用構造等であることの確認 2) 住宅性能評価 3) なし 1) 済 2) 審査中 3) 未審査 機関名：
6 確認申請	1) 済 2) 審査中 3) 未申請 4) 不要 機関名： 構造計算適合性判定 1) 要（判定結果通知書添付・主事審査） 2) 不要
7 確認の特例	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有

受付欄 ^{※3}	認定手数料 ^{※4}	年 月 日 決定
備考	課長 係長 担当	
年 月 日		
第 号	手数料計 ￥ -	
担当氏名	認定申請手数料 ￥ -	
	確認申請手数料 ￥ -	
	適判相当手数料 ￥ -	

第1号様式（第3条関係）

事前協議書

〈あて先〉京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
電話（ ）	

☐ 次の者を代理人と定め、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第3条第1項の規定による事前協議に関する一切の権限を委任します。

代理人	会社名等： 所在地： （担当者： 担当者連絡先：（ ）（ ））	電話：（ ）
-----	---------------------------------------	--------

☐ 代理人無し

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第3条第1項の規定により、次のとおり、長期優良住宅建築等計画等の認定について事前協議します。

1 建築（予定場所）	京都市 区
2 住宅の種類	1) 戸建て 2) 併用住宅 3) 長屋 4) 共同住宅
3 工事種別	1) 新築 2) 増築又は改築 3) 工事無し ☐ 建築基準法に適合している。 ☐ 建築基準法に適合している。 ☐ 新築時に長期優良住宅の認定を受けていない。 ☐ 新築時に長期優良住宅の認定を受けていない。 又は認定を取消している。 又は認定を取消している。 ☐ 増改築工事に性能向上工事を含む
4 住宅の構造・規模	1) 木造 2) S造 3) RC造 4) SRC造 5) その他（ ） 階 数：地上 階/地下 階 延べ面積 ^{※1} ： m ² 40㎡以上ある階 ^{※2} ： 階 m ² （内階段 m ² ） 最高高さ： m
5 長期使用構造等であることの確認 又は 住宅性能評価	1) 長期使用構造等であることの確認 2) 住宅性能評価 3) なし 1) 済 2) 審査中 3) 未審査 機関名：
6 確認申請	1) 済 2) 審査中 3) 未申請 4) 不要 機関名： 構造計算適合性判定 1) 要（判定結果通知書添付・主事等審査） 2) 不要
7 確認の特例	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有

受付欄 ^{※3}	認定手数料 ^{※4}	年 月 日 決定
備考	課長 係長 担当	
年 月 日		
第 号	手数料計 ￥ -	
担当氏名	認定申請手数料 ￥ -	
	確認申請手数料 ￥ -	
	適判相当手数料 ￥ -	

第1号様式（裏面）

京都市長期優良住宅建築等計画の認定に関する要綱第16条に係るチェックリスト※5

関係部署名		住宅の位置による規制の有無	手続の要、不要		
局名等	課名等				
都市計画局	都市計画課	☐ 都市計画法第58条の2（地区計画）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 都市計画法第4条第6項（都市計画施設）	区域証明 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
	景観政策課	☐ 伝統的建造物群保存地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 景観地区（美観地区・美観形成地区） 地区名（ ）	認定手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 景観計画区域（建造物修景地区） 地区名（ ）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
	景観政策課 又は 風致保全課	☐ 眺望空間保全区域	認定手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 近景デザイン保全区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 遠景デザイン保全区域（3キロメートル以内）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 市街地景観協定区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
	風致保全課	☐ 風致地区（第 種）	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 歴史的風土保存区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 歴史的風土特別保存地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 自然風景保全地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 近郊緑地保全地区	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 特別緑地保全地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
その他	各建築協定 運営委員会	☐ 建築協定区域（ ☐ 区域内 ☐ 隣接地） 区域名（ ）	協議 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要

京都市長期優良住宅建築等計画の認定に関する要綱第17条に係るチェックリスト

災害配慮	☐ 「地すべり防止区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認
	☐ 「急傾斜地崩壊危険区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認
	☐ 「土砂災害特別警戒区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認

事前協議に係る添付図書チェックリスト

添付図書※6	
☐ 付近見取図 ☐ 各階平面図 ☐ 床面積求積図	
☐ 立面図又は断面図（高さが確認できるものに限る。）	
（ただし、法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類を併せて提出すること。）	

（注意）

- ※1印欄は、申請に係る建築物の建築基準法施行令第2条第3号の床面積の合計を記入してください。
- ※2印欄は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号に規定する基準における面積を記入してください。
- ※3印欄及び※4印欄は記入しないでください。
- ※5のリストは、該当する□にレ印を記入するとともに、該当する地区名又は区域名を記入してください。
- ※6印欄は、添付した図書の□にレ印を記入してください。

第1号様式（裏面）

京都市長期優良住宅建築等計画の認定に関する要綱第16条に係るチェックリスト※5

関係部署名		住宅の位置による規制の有無	手続の要、不要		
局名等	課名等				
都市計画局	都市計画課	☐ 都市計画法第58条の2（地区計画）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 都市計画法第4条第6項（都市計画施設）	区域証明 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
	景観政策課	☐ 伝統的建造物群保存地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 景観地区（美観地区・美観形成地区） 地区名（ ）	認定手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 景観計画区域（建造物修景地区） 地区名（ ）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
	景観政策課 又は 風致保全課	☐ 眺望空間保全区域	認定手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 近景デザイン保全区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 遠景デザイン保全区域（3キロメートル以内）	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 市街地景観協定区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
	風致保全課	☐ 風致地区（第 種）	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 歴史的風土保存区域	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 歴史的風土特別保存地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 自然風景保全地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 近郊緑地保全地区	届出手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
		☐ 特別緑地保全地区	許可手続 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要
その他	各建築協定 運営委員会	☐ 建築協定区域（ ☐ 区域内 ☐ 隣接地） 区域名（ ）	協議 ☐ 要（ ☐ 済）	☐ 要	☐ 不要

京都市長期優良住宅建築等計画の認定に関する要綱第17条に係るチェックリスト

災害配慮	☐ 「地すべり防止区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認
	☐ 「急傾斜地崩壊危険区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認
	☐ 「土砂災害特別警戒区域」内に計画建物が含まれていないこと	☐ 確認済 ☐ 未確認

事前協議に係る添付図書チェックリスト

添付図書※6	
☐ 付近見取図 ☐ 各階平面図 ☐ 床面積求積図 ☐ 立面図又は断面図（高さが確認できるものに限る。）	☐ <u>住宅型式性能認定書の写し</u> 、 ☐ <u>型式住宅部分等製造者認証書の写し</u>
（ただし、法第6条第2項の規定による申出をしようとする場合、建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書に相当する書類を併せて提出すること。）	

（注意）

- ※1印欄は、申請に係る建築物の建築基準法施行令第2条第3号の床面積の合計を記入してください。
- ※2印欄は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号に規定する基準における面積を記入してください。
- ※3印欄及び※4印欄は記入しないでください。
- ※5のリストは、該当する□にレ印を記入するとともに、該当する地区名又は区域名を記入してください。
- ※6印欄は、添付した図書の□にレ印を記入してください。

第2号様式（第4条関係）

認定内容変更事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名 記名 ）
	電話（ ）

☐ 次の者を代理人と定め、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第4条第1項の規定による認定内容変更事前協議に関する一切の権限を委任します。

代 理 人	会社名等： 所 在 地： （担当者： 担当者連絡先：（ ））	電話：（ ） （ ）
-------	--------------------------------------	---------------

☐ 代理人無し

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり長期優良住宅建築等計画等の変更について事前協議します。

1 建築（予定場所）	京都市 区
2 変更前の認定番号及び認定年月日	第 号 年 月 日
3 工事種別	1) 新築 2) 増築又は改築 3) 工事無し
4 変更内容 変更前と変更後の図面等を添付してください（変更部分がわかるように明記）	
5 変更に係る長期使用構造等であることの確認又は住宅性能評価	1) 長期使用 構造等であることの確認 2) 住宅性能評価 3) なし 1) 済 2) 審査中 3) 未審査 4) 審査不要 機関名：
6 計画変更確認申請	1) 済 2) 審査中 3) 未申請 4) 申請不要 機関名： 構造計算適合性判定 1) 要（判定結果通知書添付・主事審査）2) 不要
7 確認の特例	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有

※受付欄

年 月 日	第 号	担当氏名
☐	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更	
☐	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条（第1号 第2号 第3号 第4号 第5号）による軽微な変更	
備考	変更認定手数料	年 月 日決定
	課長	係長 担当
	手 数 料 計 ￥	—
	変更認定申請手数料 ￥	—
	計画変更確認申請手数料 ￥	—
	適判相当手数料 ￥	—

（注意）※印欄は記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

認定内容変更事前協議書

（あて先）京都市長	年 月 日
協議者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	協議者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話（ ）

☐ 次の者を代理人と定め、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第4条第1項の規定による認定内容変更事前協議に関する一切の権限を委任します。

代 理 人	会社名等： 所 在 地： （担当者： 担当者連絡先：（ ））	電話：（ ） （ ）
-------	--------------------------------------	---------------

☐ 代理人無し

京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり長期優良住宅建築等計画等の変更について事前協議します。

1 建築（予定場所）	京都市 区
2 変更前の認定番号及び認定年月日	第 号 年 月 日
3 工事種別	1) 新築 2) 増築又は改築 3) 工事無し
4 変更内容 変更前と変更後の図面等を添付してください（変更部分がわかるように明記）	
5 変更に係る長期使用構造等であることの確認又は住宅性能評価	1) 長期使用 構造等であることの確認 2) 住宅性能評価 3) なし 1) 済 2) 審査中 3) 未審査 4) 審査不要 機関名：
6 計画変更確認申請	1) 済 2) 審査中 3) 未申請 4) 申請不要 機関名： 構造計算適合性判定 1) 要（判定結果通知書添付・主事審査）2) 不要
7 確認の特例	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有

※受付欄

年 月 日	第 号	担当氏名
☐	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更	
☐	長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第7条（第1号 第2号 第3号 第4号 第5号）による軽微な変更	
備考	変更認定手数料	年 月 日決定
	課長	係長 担当
	手 数 料 計 ￥	—
	変更認定申請手数料 ￥	—
	計画変更確認申請手数料 ￥	—
	適判相当手数料 ￥	—

（注意）※印欄は記入しないでください。

第2号様式（裏面）、第3号様式～5号様式 （略）

第6号様式（第14条関係）

長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知書

年 月 日

様

京都市長

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第14条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

第2号様式（裏面）、第3号様式～5号様式 （略）

第6号様式（第14条関係）

長期優良住宅建築等計画等を認定しない旨の通知書

年 月 日

様

京都市長

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第14条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

第7号様式（第15条関係）

認定長期優良住宅に係る地位の承継を承認しない旨の通知書

年 月 日

様

京都市長

別添の承認申請書の申請は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第15条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

第7号様式（第15条関係）

認定長期優良住宅に係る地位の承継を承認しない旨の通知書

年 月 日

様

京都市長

別添の承認申請書の申請は、下記の理由により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定による承認をしないこととしたので、京都市長期優良住宅の認定等に関する要綱第15条の規定に基づき、これを通知します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

第 8 号様式、第 9 号様式 （略）

第 10 号様式（第 19 条関係）

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に関する改善命令書

年 月 日

様

京都市長

下記の認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定番号
第 - 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
京都市 区
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

第 8 号様式、第 9 号様式 （略）

第 10 号様式（第 19 条関係）

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画に関する改善命令書

年 月 日

様

京都市長

印

下記の認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定により、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定番号
第 - 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
京都市 区
- 4 命ずる措置
- 5 改善の期限

第11号様式（第20条関係）

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定取消通知書

年 月 日

様

京都市長

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定番号
第 - 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
京都市 区
- 4 理由

第11号様式（第20条関係）

認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定取消通知書

年 月 日

様

京都市長

印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記の認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画について、その認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分があったことを知った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

記

- 1 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定番号
第 - 号
- 2 認定長期優良住宅建築等計画又は認定長期優良住宅維持保全計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る住宅の位置
京都市 区
- 4 理由